

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

民間事業者のノウハウやマンパワー等を有効に活用しながら、図書館の事業・サービスの質を向上させつつ、これまで本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に配慮した上で、新たな管理・運営手法として高津図書館館橋分館に指定管理者制度を導入する。

2 指定管理者制度導入の経緯

令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向け、効率的・効果的な管理・運営手法を検討し、令和4年8月に策定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方」において、図書館に指定管理者制度の導入を進めることとした。

3 改正内容

（1）高津図書館館橋分館の管理を指定管理者に行わせることとするもの

4 施行期日

令和7年4月1日